

記者発表資料



令和3年11月21日(日)

発表の趣旨(※該当する全てにチェック)

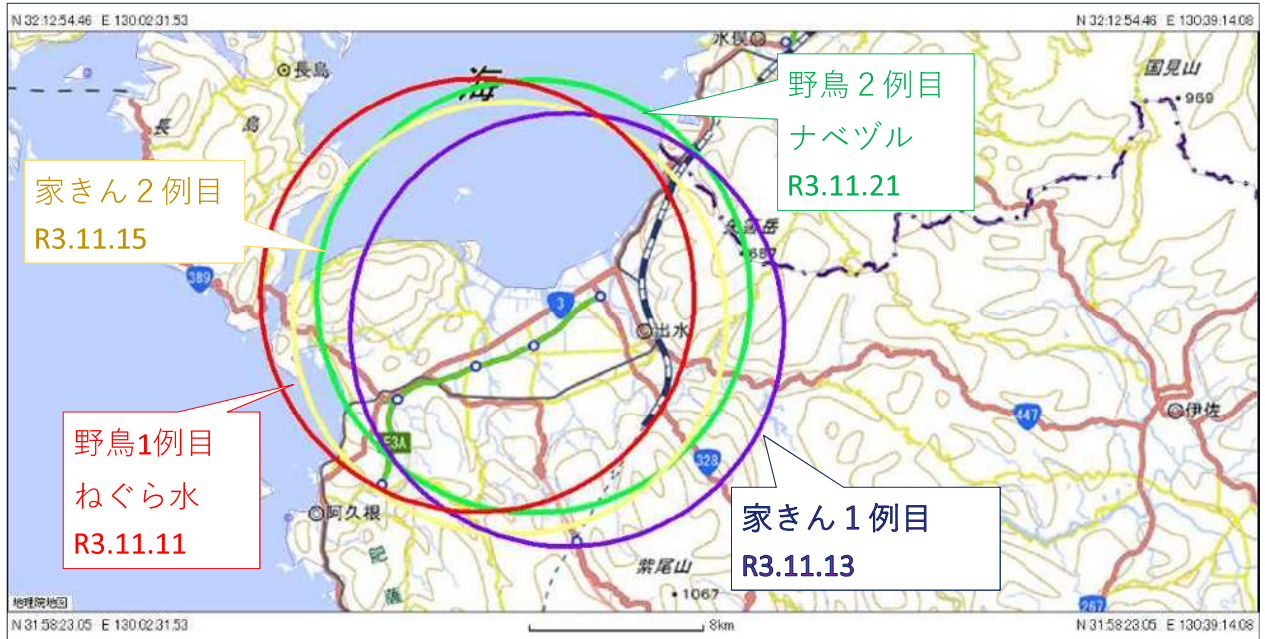
- 各種資料や情報の提供
- イベント・会議等の案内
 - 当日の取材依頼
 - 開催日時等の周知依頼
 - 参加者募集の事前告知依頼
- その他(緊急情報)

発表事項	野鳥における鳥インフルエンザウイルスの検出について												
内容	<p>令和3年11月19日(金)に出水市で回収されたナベヅルの死亡個体1羽について、本日(21日)、鹿児島大学で遺伝子検査を実施した結果、A型鳥インフルエンザウイルス「陽性：H5亜型」であることが確認されました。</p> <p>検体については、今後、鹿児島大学において高病原性鳥インフルエンザウイルスの遺伝子検査(病原性)等を実施予定ですが、検査結果の判明まで数日間かかる見込みです。</p> <p>なお、現時点において、病原性は未確定であり、今後の検査の結果、陰性となることもありますのでご注意ください。</p> <p>1 これまでの経緯</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>種類</th> <th>回収日</th> <th>簡易検査</th> <th>遺伝子検査 (M遺伝子, H5/H7亜型)</th> <th>遺伝子検査 (病原性)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出水市</td> <td>ナベヅル</td> <td>11/19</td> <td>不明瞭</td> <td>陽性 H5亜型</td> <td>鹿児島大学 で検査予定</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 今後の対応予定</p> <p>環境省の新たな野鳥監視重点区域指定に伴い、前回指定の区域と併せて、引き続き野鳥の監視を強化します。</p>	場所	種類	回収日	簡易検査	遺伝子検査 (M遺伝子, H5/H7亜型)	遺伝子検査 (病原性)	出水市	ナベヅル	11/19	不明瞭	陽性 H5亜型	鹿児島大学 で検査予定
場所	種類	回収日	簡易検査	遺伝子検査 (M遺伝子, H5/H7亜型)	遺伝子検査 (病原性)								
出水市	ナベヅル	11/19	不明瞭	陽性 H5亜型	鹿児島大学 で検査予定								
資料	別添 環境省記者発表資料												
ホームページ掲載	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(月 日掲載予定) <input checked="" type="checkbox"/> 後日掲載												
取材案内													
問い合わせ先 (担当課)	担当課	環境林務部 自然保護課 野生生物係 (099-286-2616) 内線2616											
	取材対応者	課長 宮澤 泰子(099-286-2610)内線2610											
	問い合わせ窓口	環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 直通：03-5521-8285 九州地方環境事務所野生生物課 TEL：096-322-2413											

今回指定された野鳥監視重点区域



これまでに設定された野鳥監視重点区域



鹿児島県の死亡野鳥における H5 亜型鳥インフルエンザ 遺伝子検査陽性について

令和3年11月21日（日）

<鹿児島県・熊本県同時発表>

鹿児島県出水市で令和3年11月19日にナベヅル1羽の死亡個体が回収され、遺伝子検査を実施したところ、H5 亜型の鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が出た旨の報告がありました。

この報告を受け、回収地点の周辺 10km 圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化します。

1. 経緯

- 11月19日（金） ・ 鹿児島県出水市でナベヅル1羽の死亡個体を回収
- 11月21日（日） ・ 鹿児島大学で遺伝子検査を実施したところ、H5 亜型の鳥インフルエンザウイルスの陽性反応を確認
- ・ 回収地点の周辺 10km 圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化 ※

※ 現時点では、遺伝子検査により H5 亜型の陽性が確認された段階であり、病原性は未確定であり、高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されたわけではありません。今後、鹿児島大学において高病原性鳥インフルエンザウイルスの遺伝子検査（必要に応じて、追加でウイルス分離検査）を実施予定です。

2. 今後の対応

- (1) 死亡野鳥の回収地点は令和3年11月11日（木）以降の発生（野鳥国内1例目、家きん国内2及び3例目）を受けて指定済みの野鳥監視重点区域と重なっており、鹿児島県及び熊本県と調整の上、引き続き、野鳥の監視を継続します。
- (2) 野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは、国内複数箇所が高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたことから、11月11日付けで「対応レベル3」に引き上げており、引き続き、全国での野鳥における監視強化を継続します。

3. 留意事項

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、冷静な行動をお願いします。
- (2) 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場に御連絡ください。

（参考）野鳥との接し方について

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf

【取材について】

死亡個体の発見現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。

【参考情報】

環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html)

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html)

環境省自然環境局野生生物課

鳥獣保護管理室

直 通 03-5521-8285

代 表 03-3581-3351

担当公用携帯 090-8940-8582

室 長 東岡 礼治 (内線 6470)

室長補佐 村上 靖典 (内線 6675)

係 長 庄司 亜香音 (内線 6473)

担 当 宮澤 結有 (内線 6477)